

犬猫パートナーシップ店制度について

犬猫の殺処分ゼロを目指し、市が定める認定基準を満たした犬猫等販売業者を認定する、「犬猫パートナーシップ店制度」を実施します。

この制度は、認定基準を満たした販売が適切になされることで、飼い主の適正飼育等を推進する全国初の取組みで、福岡市と共同実施します。

制度の目的・効果

- 1 ペットを飼い始める門戸であるペットショップの協力を得て、飼い主としての責務を自覚してもらう。
- 2 マイクロチップ装着を推進し、遺棄防止・飼い主への返還を推進する。
- 3 「譲渡」の認知度を高める。
- 4 認定店舗の法令遵守の意識向上にも繋げる。

今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------|-----------------|
| 4月中旬 | 動物取扱業許可業者へ募集の案内 |
| 5月中旬 | 応募締め切り
認定作業 |
| 6月上旬 | 制度開始 |

主な認定基準

- 1 販売時に、終生飼養の誓約を飼い主にしてもらう。
- 2 マイクロチップ装着済みの犬猫のみを販売する。
- 3 保護犬猫の譲渡活動の広報に協力する。

犬猫パートナーシップ店には、福岡市と共通の制度ロゴマークを貼っていただきます。なお、福岡市は4月3日（火）から制度開始されます。

福岡市との共同実施の経緯

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 平成29年10月 | 福岡市制度発表 |
| 平成29年11月 | 奈良市から制度について問い合わせ |
| 平成29年12月 | 福岡市から共同実施の提案
奈良市として制度に賛同 |
| 平成30年 4月 | 福岡市制度開始 |
| 平成30年 6月 | 奈良市制度開始（予定） |